

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 7 回枚方市産業振興対策審議会
開 催 日 時	令和 6 年(2024 年) 7 月 29 日（月） 午後 3 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所第 3 分館（旧市民会館）1 階 第 3 ・ 4 集会室
出 席 者	若井委員（委員長）、谷本委員（副委員長）、久委員、永濱委員、 安田委員、橘内委員、上山委員、中口委員、杉元委員、安村委員
欠 席 者	—
案 件 名	（１）ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて （２）工場立地法にかかる緑地規制の見直しについて （３）その他
提出された資料等の 名 称	資料 2 9 ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて 資料 3 0 工場立地法にかかる緑地規制の見直しについて 資料 3 1 今後のスケジュール
決 定 事 項	・ 意見を踏まえ、ふるさと納税を活用した商品開発等の支援について検討を進める。 ・ 意見を踏まえ、工場立地法にかかる緑地規制の見直しについて検討を進める。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 名
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	観光にぎわい部 商工振興課

審議内容

【若井委員長】

それでは、時間になりましたので、第7回枚方市産業振興対策審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、また暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。まず初めに、委員の出席状況及び本日の進め方などについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日は、委員10名中10名のご出席をいただいております。枚方市産業振興対策審議会規則第5条第2項により、本審議会が成立していることを報告させていただきます。

また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容の方、録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料は、「次第」、「資料29 ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて」、「資料30 工場立地法にかかる緑地規制の見直しについて」、「資料31 今後のスケジュール」となります。資料の不足等はありませんでしょうか。

〈過不足なし〉

【事務局】

それでは次に、「会議の公開・非公開」及び「会議録の公表、非公表」についてですが、第1回審議会で決定しました通り、審議会を公開といたしまして、会議録につきましては、全文筆記または全文筆記に近い、要約筆記にて、会議終了後 おおむね2月以内に作成・公開することについて、引き続き継続して実施していきたいと考えています。説明は以上です。

【若井委員長】

では、ご説明いただいたとおり進めさせていただきますよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

【若井委員長】

ありがとうございます。それでは、会議の公開ということも決定しましたが、会議の公開は、傍聴者希望者に、会議の傍聴を認めることにより行うものです。本審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

【事務局】

本日の傍聴希望者はおられません。

【若井委員長】

それでは、案件(1)「ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて」を議題とします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元の資料 29 をご覧ください。

2 ページをご覧ください。ふるさと納税を活用した商品開発等の支援を検討する目的をご説明します。コロナが一定落ち着いてきたものの、物価高騰などで事業継続には厳しい状況が続いています。一方で、大阪、関西万博は、観光・農業・商業・工業の産業分野が連携し、経済活性化に取り組む機会でもあります。市内事業者からは、厳しい経済状況下でも新商品の開発希望する声もいくつか届いていますので、ふるさと納税の寄附を活用して事業者の思いを実現する支援制度のあり方を検討するものです。

次に 3 ページをご覧ください。ふるさと納税の仕組みについてご説明します。ふるさと納税は、自分のふるさとや寄附した自治体に寄附ができる制度です。地方と大都市、主に首都圏ですが、その格差是正などを目的に平成 20 年に創設されました。寄附することで、住んでいる自治体では住民税の控除が受けられ、一方で寄附先の自治体からは名産品などの返礼品を受け取ることができます。そのため、魅力的な返礼品を生み出す自治体には寄附がどんどん集まる状況が全国で起こっています。注意点として、ふるさと納税制度は、ふるさとなどへの寄附を目的としているため、住んでいる自治体に寄附した場合は返礼品はもらえないです。つまり、枚方市民が枚方市に寄附しても、枚方市の住民税は控除されますが、返礼品はもらえない扱いです。

次に 4 ページをご覧ください。ふるさと納税の寄附受入額等の現状をご説明しております。令和 4 年度は、全国で 891 万人がふるさと納税を利用され、合計 9654 億円が寄附されました。寄附金額が多い自治体をみると、宮崎県や北海道の自治体、泉佐野市が位置付けられており、100 億から 200 億円の間で寄附を受け取っています。泉佐野市では、#ふるさと納税 3.0 という仕組みを運用しており、新商品開発に積極的に取り組まれています。枚方市の寄附受入額は約 1 億 5 千万円の状況です。ただし、ふるさと納税の全国の利用者が毎年 100 万人ずつ増えていますので、枚方市への寄附額や利用者も今後増えていくと考えられます。

次に 5 ページをご覧ください。ふるさと納税の返礼品の事例を紹介します。返礼品対象としては、食品やお酒、日用雑貨、家電、コスメ用品など幅広く指定できますが、ふるさと納税のポータルサイトを見ますと、北海道や九州などの海鮮や果物、米などが人気ランキングの上位を占めています。普段なかなか手を出しにくい食材や果物を 1、2 万円程度の寄附額で手に入るのが魅力と考えられます。

次に 6 ページをご覧ください。ふるさと納税の新しい仕組みが出ておりますので、順番にご説明したいと思います。まず、ふるさと納税 1.0 というもので、公的名称ではないのでご注意くださいなのですが、先ほど 3 ページでご紹介した制度です。寄附をすれば魅力的な返礼品をもらえるので、2014 年頃からブームが到来しています。ふるさと納税 1.0 の次に登場したものをふるさと納税 2.0 と呼ばれています。地域課題の解決のためにクラウドファンディングで寄附を集めるふるさと納税制度です。まず、クラウドファンディングは何かですが、社会課題を解決したい人がいて、こんなプロジェクトをしたいと不特定多数の人に呼びかけます。それに対し、応援したいと思えば資金を提供し、資金が目標額を達成すればプロジェクトを実施するという仕組みです。これをふるさと納税の制度に移植したようなものをふるさと納税 2.0 と呼んでいます。自治体や地域団体が社会課題を解決したい場合、不特定多数の人に呼びかけて応援したいと思った人は、ふるさと納税として寄附をします。寄附が目標額に達成すればプロジェクトを実施し、寄附した方は税金も控除されるものです。

次に7ページをご覧ください。登場した新しい仕組みとして泉佐野市が呼んでいるのが、いわゆる#ふるさと納税3.0という仕組みで、今回枚方市でもこの制度を活用できないかと考えております。これは1.0と2.0の長所を合わせた手法でして、新商品を開発するためクラウドファンディングで寄附を集め、寄附が目標額に達成すれば新商品を開発します。開発された新商品は返礼品として受け取ることができます。詳しい流れは数字が上から1から4まで並べる項目をご覧ください。まず、1として、新商品を開発したい事業者は、寄附者にプロジェクトを提示し、クラウドファンディングの手法で寄附を集めます。次に2として、クラウドファンディングの目標額を達成すれば、市は事業者に寄附金の一部を補助金として支給します。次に3として、事業者は、その補助金で設備投資などのプロジェクトを行い、新商品を開発します。最後に4として、開発された新商品を最終的に寄附者は返礼品として受け取る、この流れとなっております。

次に8ページをご覧ください。いわゆる#ふるさと納税3.0を行うメリットを4点ほど挙げさせていただいております。1つ目、今まで設備投資や商品開発が難しかった事業者は、寄附の一部から補助金を受け取ることで実現できるようになる。2つ目、集まった寄附金額の状況を事業者は、あらかじめ新商品の需要がどの程度あるか把握できる。3つ目、補助金を様々な用途に使えるため、業種を超えた多くの人を巻き込み、今までに無い商品を作り出せる可能性があります。前回の審議会での議論でも農業の6次産業化の話もありましたが、産業分野間の連携を図っていける制度と考えております。4つ目、寄附者にとっては、寄附することで新規プロジェクトの応援と返礼品をもらう2つの楽しみがあります。なお、ふるさと納税のポータルサイトでは、今寄附を集めているプロジェクトが掲載されており、今集まっている寄附額や目標額、クラウドファンディングの実施期間、受け取れる返礼品を確認できるようになっております。

次に9ページをご覧ください。商品開発や設備投資のために充てられる補助金ですが、他市事例を確認すると、補助金の使い道として、建物の建設費、設備の取得経費、備品購入費、委託費など、新商品開発に必要となる経費が幅広く設定されるのが特徴です。

次に10ページをご覧ください。本件の参考とするため、本審議会として他市視察を行いましたので、ご紹介します。視察者は、産業振興対策審議会の委員長、副委員長、事務局です。5月15日に視察を行いました。

資料の11～12ページでは、#ふるさと納税3.0について伺った内容を項目ごとに整理しましたので、順番にご説明します。

まず11ページをご覧ください。#ふるさと納税3.0を最初に始める時のポイントを4点ご説明します。1つ目、#ふるさと納税3.0を最初に始める年度は、クラウドファンディングによる寄附が実際に集まるかわからないので、比較的小額でできるプロジェクト、例えば10万円台から100万円台で始めるなど、できるだけミニマムに進める方が良い。2つ目、すでに返礼品を提供している事業者であれば、ふるさと納税の知識を元々持っているので、次のステップとして#ふるさと納税3.0のプロジェクトを実施しやすい。3点目、異業種の事業者同士がマッチングして新商品を作るのは理想ですが、現実には事業者間の連携が難しい部分もあります。すでに返礼品を提供している事業者同士なら、マッチングして新規プロジェクトをできる可能性がある。4点目、事業者には積極的に#ふるさと納税3.0をのプロジェクトに参加いただきたいところですが、制度周知をしてもすぐに増えるものではなく、プロジェクトの成功事例が増えるにつれて、徐々に口伝みで広がっていくというのが経験として

感じている。

次に 12 ページをご覧ください。2 番目の項目として、補助金の対象者の考え方についてです。農業や製造業だけでなく、サービス業も補助金の交付対象者としていますが、ホテルを建設して旅券を返礼品として提供するようなプロジェクトだと、プロジェクトの期間が長いので寄附も集まりにくいというものです。3 番目の項目はクラウドファンディングについて 2 点あります。1 つ目、寄附後にすぐ返礼品が届く一般的なふるさと納税と異なり、#ふるさと納税 3.0 はクラウドファンディングで寄附を集めてから工場建設や設備投資を行います。新商品製造はその後になるので、返礼品を提供まで時間がかかります。クラウドファンディングの実施期間の設定というのも、長くても翌年度までとされています。次に 2 つ目、クラウドファンディングが目標額に達成しない場合も考えられます。その場合の対応としては、クラウドファンディングの途中でも目標額を下げたり、目標額を達しない分は事業者が自費で賄い、必ず事業を実施して返礼品を提供していただく対応をしています。

最後に 4 番目の項目として効果的な制度周知方法についてですが、ふるさと納税のポータルサイトでは数十万件の返礼品が登録されていることから、返礼品市場の中で埋もれないよう効果的な商品掲載やプロモーションなど、EC 対策をしっかりと行う必要があるというものです。他市視察で伺った内容は以上です。

最後に 13 ページをご覧ください。この審議会でご議論いただきたいことを事務局案としてご説明します。#ふるさと納税 3.0 を活用すれば、今までできなかった新商品を開発していける可能性があることを他市視察からも感じておりますが、まず、この制度を活用して創出したい商品のイメージについてご議論いただきたいと考えております。特に、本件は、産業分野間での連携を図る中で、地域経済を良くすることを目的としておりますので、その点を意識したご議論ができればと思います。次に、事業者に対してこの制度をどのように周知していくかも課題ですので、どういった周知が有効かご議論いただきたいと思います。さらに、この審議会では各分野の方がお集まりいただいておりますので、各関係機関でどのような取り組みが可能かについてもご意見いただきたいと思っております。例えば、関係機関で一度本件の課題を検討されたりですとか、関わりのある事業者を紹介方法などもあれば、ぜひご意見いただきたいと思います。資料下段では、次回の審議会でご議論いただきたいことを記載しております。あくまで予定ではございますが、次回の審議会には、事業者に対する制度の周知方法や効果的な寄附の実施方法、さらに、本日の内容を今後各関係機関でご議論いただき、出た意見や課題がありましたら、次回の審議会でご報告いただきたいという風に考えております。

事務局からの説明は以上です。

【若井委員長】

ありがとうございました。

ただ今、事務局からのご説明をふまえ、委員の皆様からご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ご存知のように、ふるさと納税の目的の一つは税収の格差をなくしていくことです。事務局からの説明のように、北海道や九州の返礼品はすごく人気があるのですが、都市部において税収が減っていくということです。例えば、先日も東京都千代田区で税収が減って危機感を持っているといった実態があります。そのことをご理解いただいた上で、皆様には枚方市における、ふるさと納税のこれからのあり方についてご意見いただけたらと思っ

ております。事務局から、ふるさと納税の 1.0 から 3.0 への段階的な説明がありました。徐々に裾野が広がってきている状況の中で、単に農産物だけでなく、色々な各事業者が考えて出されるアイデアを実現していくための道も広げていこうということです。徐々に進化しているわけです。事務局からの提言を受けまして皆様から本審議会で目指すべき方向についてご意見を賜りたいです。新商品開発には様々なアイデアがありますが、クラウドファンディングの期間が長いとふるさと納税をされる方も返礼品を待ちきれないような状況になっているため、なるべく短い期間でクラウドファンディングの成果を上げて寄附金をうまく活用していきたいということです。以上、委員長として事務局説明のおさらいをさせていただきました。

続きまして皆様からご意見を賜っていききたいと思います。それでは久委員、ご意見をいただけますか。

【久委員】

確認ですが、7 ページで#ふるさと納税 3.0 のスキームが載っていますが、あえて#ふるさと納税 3.0 をやらなくても、企業は自らクラウドファンディングでお金を集めることも可能です。それと何が違うかという、一旦その自治体を通すことで寄附による税控除が得られるのがメリットと理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

そのような理解で問題ありません。

【久委員】

クラウドファンディングとほぼ一緒の仕組みですが、一旦その自治体に寄附が振り込まれて、その一部が補助金として渡されるわけですから、そういう意味では、通常のクラウドファンディングよりも、税控除がある分だけ寄附者はメリットがあるので寄附が集まりやすいのだらうと思います。

また、資料ではメリットばかりが記載されていますけど、事業者の説明される時は、やっぱりリスクもある、デメリットもあるということをきちんとご説明いただいて制度を運用する必要があると考えますが、事務局としてはリスクやデメリットはどこにあるとご認識でしょうか。

【事務局】

プロジェクトを立ち上げた事業者には確実に実行していただく必要がありますので、寄附だけ集めて実際それができなければ、問題であると考えています。プロジェクトを立ち上げた以上、しっかりとやり遂げていただく覚悟が必要ですが、それができない場合、補助金返還といった対応にもなりますので、その辺りは事前に事業者に対し、例えば説明会の場でしっかりと説明していく必要があると考えています。

【久委員】

なぜその質問をさせていただいたかといいますと、設備投資をするときは、通常の金融機関からの融資を受けて頑張るものです。それもリスクがあり、同じことかと思います。結局、

補助金をいただいて実施しても、事業を動かさないといけないわけですから、失敗したら赤字を抱えてしまうということになるので、融資をいただいたとしても一緒の話です。やはり、事業者にとってはどういうところがメリットで、どういうところがリスクとして残るのかをきちんと説明した方が分かりやすいのではないかなと思います。その意味でメリットの1つは、寄附者が税控除される分、通常のクラウドファンディングよりも寄附が集まりやすい点と、もう1つはクラウドファンディングをやることでニーズが一定分かることです。通常のクラウドファンディングと同じですが、ニーズを想定して事業を動かしてみたが、結局誰も買ってくれなかったみたいな話ではなく、クラウドファンディングの場合は、寄附者がもうすでに買うということを目的で資金を寄附してくれているわけですから、一定のニーズ把握ができます。この2つが私はメリットと思っています。クラウドファンディング後の仕組みやリスクというのは、融資であろうと何であろうと、資金を集めた限りそれは事業者として抱えていただくわけです。

以上、2点のメリットをもう少し整理し、事業者に対しては強調して、この制度を使ってみませんかとおっしゃっていただく方がより明快ではないかと思いますので、整理された方が良いと思いました。

【若井委員長】

ありがとうございます

どのような制度もメリット、デメリットがありますので、整理しておくことは大事かと思っています。事務局で久委員がおっしゃった内容を少し整理していただければと思います。そうすることで、事業者には理解が深まり、より広く活用ができるのではないかと思います。

それでは杉元委員、ご意見をいただけたらと思います。

【杉元委員】

寄附した額のうち返礼品は何パーセントまでということは決まってるのですか。

【事務局】

返礼品は寄附額の3割までと決まっています。10万円寄附すれば、3万円以下の返礼品となります。

【杉元委員】

3万円の返礼品を受け取り、税負担は2,000円で、残りが税控除されるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。10万円寄附した方は9万8,000円が翌年度の住民税から控除されます。

【杉元委員】

わかりました。それを伺うと、寄附がしやすいというメリットはあります。我々もふるさと納税のポータルサイトで返礼品を探して寄附してるのですが、資料のとおり北海道などの食材はポータルサイトで結構目に付きます。一方でクラウドファンディングで事業を立ち上

げてPRするのは非常に難しく、理解してもらるのが非常に難しいと感じます。PRができなければ寄附が集まらないことになるため、その辺は少し心配するところです。テレビCMをする、お金をかけて広告をする、今はインターネット広告も色々あるので、それを出す方法はどうかと思います。枚方市へのふるさと納税の寄附額が他市より少ないみたいなので、どこで頑張るかということになりますけど、それも今後の課題かなと思っております。制度の方向的には非常に賛成しやすいかと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。

SNS でもうまく広告をすれば瞬間的に伝わっていきます。そのため、魅力ある返礼品をどうするかということを我々として考えていく必要があろうかと思います。

それでは安村委員いかがでしょうか。

【安村委員】

はい。色々な返礼品がありますが、枚方独自の返礼品を探さないと埋もれてしまうと思います。どんな返礼品が枚方市にとって良いか考えたのですが、中々思いつかないので、また皆様のご意見を伺いながら考えたいと思います。

【若井委員長】

皆様のご意見を聞いていただきながらご発言していただければと思います。

枚方らしさということで過当競争の中でどう抜きん出ていくかが、安村委員もご心配かと思います。

それでは永濱委員、いかがでしょうか。

【永濱委員】

この制度ではクラウドファンディングをするということですが、補助金の執行率がどれくらいかは気になります。一般的なクラウドファンディングとあまり変わらないのであれば、一般的なクラウドファンディングの方が恐らく目にふれる状況かと思います。また久委員からお話があったように、メリットが税控除だけだとメリットとして少し弱い印象です。複数企業が連携して実施する場合、その企業同士が必ず枚方市内の企業でないといけないともあります。実際に以前、ふるさと納税の返礼品基準としてこれは返礼品対象だけとこれは対象とならないという事例もあったので、どの程度が返礼品対象と認められるかも課題です。また、サービス分野との連携は面白いなと思います。商品開発だけでなく、サービスの提供です。これから 2025 年問題もあるので、商業、福祉が連携してやることのできるのではないかと思います。その場合、枚方市内の事業者同士でやってくださいとか、どちらか主軸だけがそれでいいとか、細かな制度設計をしていかないと駄目だとは思いますが、補助率は結構気になるところです。実際に 100%ではないはずなので、それがどれぐらいの割合なのかは気になります。

【若井委員長】

ありがとうございます。枚方市以外との関わりや企業同士の連携をどう組み立てられるか

も考えていく必要があるというご意見です。商業分野では、商品開発をする場合、加工しようとしても市内加工できるかという点で難しいです。だから、外注するしかないのも、それはどの範囲まで認められるのかが課題です。実際にクラウドファンディングをしてみたけどこれは返礼品として認められないとなる可能性もあります。ふるさと納税の創設期は返礼品対象から除外されたところも結構ありました。枚方市のふるさと納税の返礼品としては認められませんとならないよう、ある程度基準を緩めていただく必要があります。特に新商品開発となると非常にハードルは高く感じます。原材料の供給もそうですし、実際に加工する場合の問題もあります。1次加工までは認める、2次加工までは認めるといった枠組みがあると良いです。他市視察時に伺った話では、一般的に流通しているビールと少し成分を変えてオリジナルビールとして返礼品にしている事例もありましたので、返礼品の表現次第でなんとかなるのではないかと思います。そこをクリアできないと新商品のレベルは下がってしまうのかなという思いがありますし、限界的な基準は少し考えていく必要があろうかと思います。

次に安田委員、いかがでしょうか。

【安田委員】

設備投資の話がありましたが、枚方市内の工業としては、市内企業間の交流は少ない印象です。知ってる企業はあるが、繋がってるというのはなかなか少ない状況かなと思います。設備投資して新商品の開発ができるということですが、消費者に直接提供している企業なら何かあるかもしれないですが、そうではないところはやはり何もできない印象です。開発部門を持ってる企業であればいいのかもしれないですが、受託しかしていない企業は何をどうしていいのかわからないという状況に陥ってくるのかなとも思います。先ほど永濱委員が仰られたように、どこまでが返礼品として認められるかという点でいうと、その辺も工業分野でも結構難しいのかなと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。北海道の自治体では、工場で使用されるボルトを使ったボルト人形が返礼品として結構人気があり予約状況となっています。1日に生産できる量が少ないそうです。一つのきっかけとしてのお話ですが、そういうものがうまく工業分野でもできればと思います。つまり工業製品だけではなく、一般の方に向けた商品であれば良いかなと思います。

それでは橘内委員、いかがでしょうか。

【橘内委員】

市に確認したいのですが、今まで我々は姉妹都市、友好都市と交流を積み重ねてきており、市にも続けてほしいのですが、その点はいかがでしょう。

【事務局】

観光交流課では名護市や別海町などの友好都市等との交流提携を結んでおり、各友好都市の地域資源を活用した特産品の創出などをテーマに様々な検討を行っています。例えば、別海町では鹿が農林業に大きな被害を与えていることから害獣として扱われており、地域資源

を活用した有効活用について意見交換を行っているところであり、引き続き、友好都市等とは良好な関係を続けていきたいと考えております。

【若井委員長】

うまく交流につながれば良いなと思います。

次に上山委員、いかがでしょうか。

【上山委員】

農業分野については、先般の審議会でも申し上げたのですが、枚方市は北河内7市の中で1番農地の面積が広いのですが、農業従事者の高齢化に伴いまして、農地が荒れてきてる現状です。一方で新規就農者も少しずつ増えていますのでありがたいことと思っていますが、例えば、サラリーマンが農業の分野に入ってきて生活をするだけの収入がすぐにあるかと言うとなかなか難しいです。施設と設備を整えて大々的に若い人と組んで事業をやろうとすればお金が必要となってくる。若い就農者がこの制度を利用して農業をやっていけるとなれば、若い方もどんどん農業参入してこられるかと思うので、積極的に農業分野でもPRしていきたいなと思っていますところ。京都の八幡市に成功された若い農家がおられます。その方はイチゴやネギなどを積極的に栽培されていると聞いておりますので、枚方市でもそうした方々が出てこられれば、この制度を利用した返礼品が生まれるのではないかと考えております。我々もなるべくそうした若い方々に参入していただけるような良いお話などを進めていきたいと思っています。

【若井委員長】

ありがとうございます。Uターンかはわかりませんが、若い就農者が全国的にテレビなどで紹介されています。それと、農業関係では品種改良に非常に力を入れられており、いちごと仰られましたが、ものすごい高級なものができています。先ほど仰られたように、新たに農業をされるのは多少時間がかかりますし、生活を築き上げていくところもリードタイムが結構長いと思いますが、どんどん新しい農作物、新しい取り組みをすることも大事だと思います。農業の場合、土づくりから始まっていきますので、そういう意味では、近隣の様々な農業改良事業に取り組んでおられる大学や農業研究所などと相談も兼ねながら特産品の開発をしていくというのも大事かと思います。

【上山委員】

補助金や銀行からの借入の計画を立てて就農される方でも、非常に甘い考えで農業を考えておられる方が少なからずおられますし、収穫した農作物をどのように販売されるのかも、少し疑問を持つような計画をされている方もおられます。ふるさと納税制度の補助金を利用し、返礼品に登録すれば、販売先としてもある程度確保できるので良いと思います。

【若井委員長】

ありがとうございました。中口委員、皆様の意見を聞いていかがでしょうか。

【中口委員】

枚方市というと、農産物も無いし海産物も無いです。そもそもふるさと納税は、その土地の美味しいものを目当てに納税される方が多いと思います。だから枚方市はもう何もないですが、河内そうめんはあります。あと、造り酒屋も私たちの子供の頃は6、7件程度ありましたが、今はありません。その辺をもう一度掘り起こしながらやっていく。今枚方市で名物と言えば「あかつき」しかないと思います。それと菊人形は日本中どこに行っても、枚方から来たといえ、菊人形ですか、と言われることがものすごくあります。それが今の菊人形と言えば中々事業継続が厳しい状況でもあるので、これをもう一度再興して観光の目玉にして、秋になれば返礼品に入場券を送るなど、やはり昔していたことをもっと掘り起こさなければいけないと思うのです。枚方市には何にもないから新しいところに向かうというだけでは、私はおかしいのではないかと思います。もう一度原点に帰り、見つめ直したらいいのではないかと考えています。

【若井委員長】

ありがとうございます。以前、枚方市内に造り酒屋があったのですか。

【中口委員】

以前は沢山ありました。ビールといえ、各地域に地ビールがあると思うので、その辺を掘り起こしながら、言うのは容易く実際にやるのは難しいとは思いますが、少し目を向けた方がいいのではないかと思います。

【若井委員長】

古きを訪ねて新しく作っていくことも一つの道だと理解させてもらいます。ありがとうございました。

それでは、谷本副委員長いかがでしょうか。

【谷本副委員長】

まず、クラウドファンディングを活用したふるさと納税ですが、一番事業者にとってのメリットは補助金につながるころだと思っています。永濱委員から補助率の話がありましたが、他市事例では100パーセントでした。事業者が5,000万円必要だったら5,000万円を補助金として支給する仕組みでしたので、その分クラウドファンディングで寄附金を集める必要はありますが、非常にメリットの大きな仕組みを作られているのではないかと思います。また、中口委員が非常に良いことを仰られましたが、河内そうめんや綿産業をもう一度やろうとされた方がいらっしゃったと聞いたことがあるので、新しいものばかりではなく、古いものを復活させるのはこの仕組みに非常に向いていると思います。関心のある方をまずは見つけ出さなければいけません、いけば非常にいいのではないかと思います。また、枚方信用金庫さんが取り組まれている東海道五十七次に関するプロジェクトでも、枚方市が56番目の宿場町という魅力もこの制度を活用して返礼品を考えていけば、地域の掘り起こしという意味では非常に良いのかなという気がしております。

設備投資や出店、工場建設をクラウドファンディングによる補助金で行い、そこで生産されたものは、普通のふるさと納税の返礼品としてずっと継続して枚方市の地場産品として繋がっていくので、結果的にそういうものを生み出していく仕組みの入り口になると思いま

す。また、そのような仕組みがあるのであれば、枚方市外から来て創業したい、工場を作りたい、お店を出したい、という意欲にもつながれば、地域の活性化にもつながると思います。

そうしたことをふまえると、泉佐野市の#ふるさと納税 3.0 は良い事例かなと思います。ただし久委員が仰るように、やはりリスクもあることは説明してあげないと、いざ事業を開始して工場を作ったが全然続かず、ランニングコストだけかかり結果は赤字になるようなことになりかねないので、そうならないようにしっかり支援してあげることが必要だと思います。

さらに、安田委員が仰られたように、いま新商品として何が考えられるか急に聞かれても浮かばない事業者もいらっしゃると思います。最終製品を作ってる会社も沢山いらっしゃると思いますので、そこでそうした会社もどうこれをうまく活用できるかということを考えるきっかけにもなるでしょうし、こうやればできるというのを提案する工夫もやっていければ良いかなと思います。既にこういうことをしたいからこういう制度を作ってくれたら活用したいという会社は今結構少ないと思いますので、いかに PR して、こういう使い方ができますというのを事業者きちんと伝えて、事業者と一緒に事業を立ち上げていくような形が良いかなと思いますので、私たちにとっては、地域のその事業の活性化につながれば非常に有効かなと思っております。

【若井委員長】

ありがとうございます。今、綿の話がありましたが、泉州タオルは事業者が競う中で今、高品質化しています。様々な商品開発を考える中で、高品質化も次の段階として考えておくことが大事です。それにより、より拔きん出た商品、製品が生まれてくるのかなと思います。

もう1つは、古いものを新しくしていくという話です。ポテンシャルを上げていくのはいきなりできませんので、ある程度醸成して、その段階になってこれでいけるという段階になった時にふるさと納税の商品としてできるのではないかなと思います。つまり、世の中に出していくということも道筋として考えておく必要があるかなと思います。

久委員、皆様のご意見をふまえて、いかがでしょうか。

【久委員】

本来は、市民が市内事業者を応援するのが理想だと私は思っています。しかし、ふるさと納税は、それできないわけです。そうすると、例えば地域経済活性化基金がありますが、そのメニューとして、同じように寄附金の一部を事業者に融資という形で補助金を渡すという仕組みを作れば、基金をうまく活用しながら市民も同じように応援できるのではないかなと思います。それから安田委員が仰ったように、いわゆる BtoB の企業にはなかなか難しいんですが、BtoC を中心に考えるのか、あるいは BtoB も少し工夫すればここに乗っていけるのか、その辺りを私も含めて皆様で知恵を働かしながらやっていけばどうかなと思います。市役所も普段からあまり商品開発をしたりアイデアを出すというのはされないもので、これを機に一緒になって新たなメニューを開発していただければと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。久委員が仰ったように、市民が市内事業者を応援する仕組みを併せて考えていくことも方向性としては考えられると思います。

他にご意見ございますか。

【永濱委員】

事業をする上では担い手が必要なので、全く人件費が使えないとなると事業を組み立てるのがなかなか大変になります。人件費に関する条件、これぐらいの作業時間なら良いという枠組みを設定しておかないといけないと思います。スタートアップの時に多分一番お金がかかるのは人件費だと思うのですが、その辺を少し盛り込んでいただけるといいのかなと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。そういうご意見もありましたので、それもまた考えていければと思います。安田委員さん、皆様のお話を聞いていただいた中でご意見ありますか。

【安田委員】

そうですね、やり方によってはあるのかなと思ってるのですが、少し工業側からすると、何をどうしていいのか頭を抱える部分でもあります。

【若井委員長】

その状態が非常に大事ですので、ずっと考え続けていただければと思います。

今回は色々なご意見をいただき、誠にありがとうございます。メリットやデメリットを示すことや、これを付加すればより良くなるという、いくつかの意見もございましたので、少し事務局で整理させてもらい、また審議会で皆様のご意見をいただきながら制度設計を考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

案件は、工場立地法にかかる緑地規制の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元の資料 30 をご覧ください。 前回の審議会で、今後ご検討いただきたい案件としてお伝えさせていただいておりました、「工場立地法にかかる緑地規制の見直し」についてご説明させていただきます。

本日の審議会では、今後ご審議いただくために、工場立地法による緑地規制の制度内容や現状と課題についてご報告させていただきます。

2 ページ目の方をご覧ください。まず、工場立法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的に、昭和 49 年 6 月に施行されています。この背景には、日本の高度経済成長期における急速な工業化がありました。この時期、多くの工場が各地に建設され、公害問題が深刻化し、地域住民の生活に大きな影響を与えていました。こうした背景の中で制定されました。

工場立地法では、一定の規模以上の工場は、敷地の面積に応じて一定の割合の緑地、またその緑地も含まれる環境施設を設置しなければならないと義務付けられています。

必要な割合は、緑地については敷地の 20% 以上、その緑地も含まれる環境施設については

25%以上とされています。

ただし、工場立地法が施行される昭和 49 年 6 月以前から建てられている工場、いわゆる既存工場と呼ばれますが、こうした既存工場については、設置当初には工場立地法による緑地等の面積割合についての規定の基準が存在しておらず、規制基準に合わせた敷地利用計画を立てることができなかったことから、工場立地法施行後に設置された工場と一律に規定の基準を適用するのではなく、緩和措置が適用されます。

緩和措置としましては、その既存工場が今後建て替えや増設等を行うタイミングで、その建て替え、増設をする施設の面積に応じて緑地等を新たに追加設置していき、最終的に工場全体において工場立法で定める面積率に達するまで徐々に緑地等を増やしていくことが認められています。

しかし、枚方市内の既存工場では敷地に余裕がなく、建て替え等を行うことにより、必要となる緑地面積率等の確保が難しい状況にあります。枚方市内の工場への新たな投資が進まず、場合によっては市外への投資・移転等も考えられます。

一方で、工場立地法では、緑地面積率等について、国の定める範囲において、従来の国による全国一律の基準に変えて、地域の実情に応じて、条例によって各市町村で基準を定めることが可能とされています。

枚方市内の生活環境を守りつつ、枚方市内の企業が市外へ移転することのないように操業環境を守るためにも、工場立地法による緑地規制の在り方を検討していきたいと考えております。

次に 3 ページをご覧ください。工場立地法の概要について説明させていただきます。工場立地法に基づいて市町村への届出が必要な対象の工場、いわゆる特定工場は、業種と規模の 2 つの要件を満たす工場です。業種は、製造業、及びガス・電気・熱供給業です。規模は、敷地面積が 9000 m²以上、又は建築面積が 3000 m²以上の工場です。

工場立地法では、この特定工場に対して、敷地面積に対する環境施設面積、緑地面積等の割合を国の準則、つまり国の規制の基準で定めています。

見ていただいている資料の中に書かれています環境施設とは、緑地を含みます。周辺地域の生活環境の保持に寄与するような管理がなされている施設で、緑地の他には噴水や屋内外の運動施設、太陽光発電施設などがあります。

国の準則では、工場の敷地面積に対する環境施設の割合を 25%以上設けなければいけないと定められています。

環境施設の面積のうち、緑地面積は 20%以上設けることとされています。緑地だけで環境施設として必要な 25 パーセントを占めても良いですし、少なくとも 20%以上の面積は緑地を確保するよう定められています。緑地とは樹木や低い木、芝生などになります。

また、緑地の中でも建物の屋上に設けられている緑地や、駐車場でアスファルト一面ではなくて車のタイヤの通り道以外のところが芝生になっているような駐車場があるかと思いますが、そういった場所は重複緑地と呼ばれます。緑地として確保する面積の 4 分の 1 までは重複緑地の形で緑地を設けることが認められています。

また、この資料の図の中にあります生産施設とは、物を作る機械や装置がある工場建屋などです。

工場立地法では、国が定める準則、規制の基準が定められていますが、一方で、国の準則に代えて、国の定める範囲の中で、各市町村で地域の実情に応じて、準則、つまり規制の基

準を定める条例を制定して、工場の敷地に対する環境施設、緑地の面積率を変更することが可能とされています。

次に、工場立地法の課題についてですが、工場立地法で規制の対象となる特定工場を新しくつくる場合には、前のページに見ていただきました、国の準則を満たした上で工場を建てる必要があります。

工場立地法の施行以前に建てられた工場、いわゆる既存工場については、直ちに緑地面積率等を20%以上にするのを要請することが厳しいため、緩和措置が用意されています。

具体的には、ものを作る機械や装置がある工場建屋である生産施設の建て替えや増設を行うタイミングで、その生産施設の面積に応じて緑地等を新たに追加設置しておき、最終的に工場全体において法で定める面積率に達するまで徐々に緑地等を、増やしていくことが認められています。

工場立地法の施行以前に建てられた工場、既存工場の現状としまして、既存工場には現行の工場立地法の緑地面積率等まで達成できていない工場が多くあります。

既存工場は、生産施設の建て替えや増設のタイミングで徐々に緑地を増やしていくという緩和措置が認められていますが、建て替えや増設に伴って敷地内に新たに緑地を増やすための余裕がなく、これ以上緑地を増やしていくことが難しい状況にあります。

事業者として、枚方市内の工場において、生産施設の老朽化による建て替えや新たな設備投資が必要となっても、敷地内に必要な緑地等の面積率が確保できず、新たな投資が進まない状況では、場合によっては市外への投資、工場の他市への移転等も考えられ、雇用を含む市内経済へのリスクがあります。

次に5ページをご覧ください。枚方市内にある、工場立地法に基づく届出が必要な特定工場の状況です。

枚方市内で工場立地法に基づく特定工場として届け出のある工場は40か所あります。

そのうち、工場立地法施行以前から建てられている既存工場は33か所で、特定工場全体のおよそ8割になります。

枚方市内の特定工場及び既存工場の用途地域ごとの内訳についてご説明します。

用途地域とは、住宅地や商業地、工業地などの目指すべき土地利用に合わせて、建築物の用途や大きさなどを規定するために市で区分しているものです。

表の中に出てきます用途地域で、工業専用地域とは、工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅や店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業地域は、どんな工場でも建てられる地域です。住宅や店舗は建てられますが、学校や病院、ホテルなどは建てられません。

準工業地域は、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域で、危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられます。

市街化調整区域とは、市街化を抑制される地域です。原則として建物の建築、開発等は制限されます。住居地域とは、住居の環境を守るための地域です。

枚方市内の特定工場は、主に工業専用地域、工業地域、準工業地域に建てられています。

委員長、副委員長の後ろに置かせていただいているホワイトボードに貼ってあります枚方の地図には、枚方市内の特定工場の場所に赤、青、黄色のシールを貼らせていただいております。特定工場の中でも特に敷地の面積が大きい工場を赤いシール、規模としては真ん中ぐらいの工場は青いシール、特定工場の中でも規模が小さい工場は黄色いシールというかたち

で貼らせていただいております。またお帰りになる際にご覧になっていただければと思います。

次に、枚方市内の特定工場の環境施設面積率、緑地面積率の平均についてですが、工場立地法施行後に建てられた工場の面積率は、もちろん国の準則、国の規制の基準を上回っておりますが、既存工場の環境施設面積率の平均は 12.8%、そのうち緑地面積率の平均は 9.8%と、国の準則を大きく下回る状況です。

工場立地法では、国の定める範囲内において、市町村で条例により緑地面積率等を定めることが可能となっています。

市町村が条例により緑地面積率等を定めるための根拠となる法律は、工場立地法以外にもいくつかの法律があります。7 ページはそれらを抜粋した図になります。工場立地法以外の根拠となる法律としまして、国家戦略特別区域法などがあります。この図の下に行くほど規制緩和の割合が強くなります。

ただし、緑地面積率等の緩和ができる用途地域は、工業専用地域や工業地域、準工業地域などに限られており、住居地域ではそうした緩和はできません。

地域の実情に合わせて緑地面積率等を条例で制定している全国の市町村の割合は、2021 年度分の経済産業省の調査結果で、全国 1741 市町村のうち 707 市町村、全体の 4 割になります。

8 ページと 9 ページにつきましては、大阪府内の市町村で地域の実情に合わせた緑地面積率等を条例で定めている市町村と、その状況の一覧です。8 ページの一番上には、他の市町村と比べるために、国の準則のままである枚方市の基準を記載しています。

あと、重複緑値を国の準則では 25%まで認められていますが、そのままの基準か、それよりも多く認めるかを期待しています。

ここに挙げさせていただいております市町村の中で、本件の審議を今後行っていく参考とするため、実際に規制基準の見直しを行った堺市と門真市へ視察行きましたに。

10 ページの方に進みます。他市視察としまして、堺市と門真市への視察内容についてご報告します。堺市につきましては、5 月にこの産業振興対策審議会の委員長、委員長、事務局が、門真市につきましては 6 月に事務局が視察を行いました。

まず、堺市では、平成 18 年に工場立地法に基づいて市準則の条例を制定し、緑地面積率等の規定の基準を緩和しましたが、条例制定後も、工場立地法が制定される前からある既存工場の中には、市準則の緑地面積率等を満たすことができない工場、それを堺市では特例既存工場と呼んでいます。そうした工場が多く存在したため、令和 4 年 7 月に国家戦略特別区域法に基づく準則を制定し、堺市で特例既存工場と呼ぶ、堺市で緩和した規制基準を満たせない工場に限って、さらに緑地面積率等を緩和しました。

また、緩和と合わせて、質の高い緑地形成に向けて「緑の工場ガイドライン」を作成しました。

ページの下にある表に記載しております、「市準則」と書かれた箇所が、堺市で緩和した緑地面積率等の基準になります。その下の国家戦略特別区域法（特例既存工場のみ）」と書かれた箇所は、既存工場で、かつ堺市で緩和した基準を満たすことができない工場にのみ適用される基準になります。

また、工場立地法では、生産施設の増改築を行う場合において、工場施設内に緑地等を確保する余地がない場合、市町村により、基準を定めて敷地外緑地を整備する運用を行うこ

とが可能とされています。

堺市では、企業が工場敷地内での緑化について最大限努力することを前提としながら、生産施設の増改築を行う場合において、工場立地法で認められる緑地等の面積率を満たすことができない場合、堺市の南部に位置する里山環境が残されたエリアである南部丘陵の中で、堺市が所有する公有地の保全に対して企業が寄附をすることで、一定の要件のもと、敷地の中で緑地を確保するのと同程度の効果を持つものと認める、堺市での敷地外緑地制度を平成26年に制定しました。

次に、門真市への視察内容についてご報告させていただきます。

門真市が工場立地法に基づいて緑地規制を見直す条例を定めた背景としまして、門真市内にある工場立地法の届出が必要な特定工場のうち、ほとんどが既存工場であり、生産施設の建て替えや増設時に、国の準則に定める必要な緑地面積率等を敷地内で確保することが困難であり、市内経済、雇用の衰退が危惧されていた状況がありました。

門真市は、国準則、国の規定の基準のままで運用していましたが、令和4年7月に工場立地法に基づいて規制の基準を見直す市準則を施行しました。

門真市の市準則の内容は、工業地域においては、環境施設面積率が10%以上、そのうち緑地面積率5%以上、準工業地域においては、環境施設面積率が15%以上、そのうち緑地面積率10%以上、重複緑地は、緑地として確保する面積の50パーセント、半分まで認めるもので、工場立地法に基づいて地域の実情に合わせて設定できる規定、基準の最下限となっています。

門真市では、緑地規制を見直したことに合わせて、環境保全のための市内緑化協力活動指針を作成しました。

事業者が、国の準則よりも緩和された門真市の準則で定められた環境施設面積率、緑地面積率の適用を受けようとする場合、市内の緑化活動、具体的には、ボランティアでの公園等の保全活動や、門真市が整備する公園等の緑化整備費用への寄附に協力いただくための指針です。市が実施する事業を企業が協働で取り組むことで、企業の地域貢献の推進等の取り組みへの活用が可能です。

さらに門真市でも、市準則条例の制定と合わせて、敷地外緑地等に関する運用基準も策定しました。工場が生産施設の増改築を行う場合において、敷地内で緑地等の面積率を満たせない必要がある場合、一定の要件のもと、工場の周辺地域を緑化してもらうことで、緑地等の面積率を満たすものと扱うことも可能としました。

工場立地法は、工場の立地が周辺地域の生活環境との調和を適正に図られるよう定められた法律です。一方で、同法等では、地域の実情に合わせ、国が定める範囲の中で緑地率等を定めることも可能となっています。

古くから枚方市内で操業されている工場からは、緑地を確保する敷地に余裕がなく、老朽化が進む工場等の建て替えが難しいという相談を受けている状況があります。

地域に根を張り、事業を行われている市内工場が、より良い操業環境を求めて市外へ移転してしまうことは、市内経済への影響、また積み上げてきた技術を持った人材の流出という雇用への影響からも、枚方市にとって大きな損失になります。

市内の緑を守ることも大事ですが、市内企業が市外に移転することなく、枚方市内で長く事業を続けていただける環境を整えることも重要だと考えております。

まず、枚方市内で操業されている事業者の声を聞くために、枚方市内で対象となる特定工

場へ工業立地法による緑地規制に関するアンケート調査を実施する予定です。

この審議会では、市外への工場流出防止や周囲の生活環境との調和について、産業基盤の進行、発展を視野に入れてご議論いただきたいと思いますと考えております。

今回のこの審議会では、枚方市内の特定工場への工場立地法による緑地規制に関するアンケート調査結果を報告させていただきます。また、予定ではありますが、他市の見直し事例を参考に、また、本市の緑地の保全・緑化推進を担当する部署との情報共有、調整を行い、枚方市の実情に沿った緑地規制案をご提示した上で、緑地規制のあり方についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

事務局からの説明は以上です。

【若井委員長】

ただいま事務局から説明のありました、工場立地法にかかる緑地規制について 皆様方のご意見をいただきたいと思います。事務局から報告ありましたように、昭和 49 年に工場立地法が施行されて、これまでは日本国内、公害列島と言われる大変な時代がありましたが、やはり生活環境と操業環境の調和をしておかないと都市周辺、都市や工場が集積した地域において産業の空洞化が起こり、技術の集積もなくなってしまうということで、かなりデメリットが大きいのではないかと思います。

しかし、工場としての緑地を確保していただきたいということが法の趣旨かと思えます。そういう流れがありまして、枚方市においても、先ほどの資料で言いますと、40 社中の 33 事業所が既存工業ということで、工場立地法施行以前の工場が残っているということでございます。そこに対して、何らかの改善をしていくだけではなく、その工場における操業環境の保全をしていこうということであろうと思えます。当時は色々、生産設備も大変な時代だったと思うのですが、その後どんどん事情が変わってきまし、工場自身の中身も、随分変わってきたと思えます。しかし、やはり緑というものが大事だということで、どのようにしていくかということを考えていきたいというのが枚方市の願いだと思えます。

この件につきまして一番直近で悩んでおられるのが安田委員だと思っております。今まで報告を受けまして、今結論を出すというわけではなく、このような環境施設や緑地などについて、どのように企業として、製造所として考えておられるか、悩んでおられるかなどをお聞かせいただけますでしょうか。

【安田委員】

枚方市工業会という会がございまして、毎年、年に 1 回枚方市との意見交換会をしている中で、この問題は取り上がっておりまして、やはり以前から建っている既存工場につきましては、老朽化による耐震問題等での立て替えとか、今特に新しい工場に建替えないといけないところがあるようなところは、この問題でかなり苦労しております。どうしても増産という形で生産性を向上しようとする上で、敷地が横に広げられる状況ではないところに皆さんの工場が立っているということが往々にしてありまして、本当に困っています。前年度も、意見交換会をさせていただいた中で、この問題を検討していくという回答で終わっているという状況のままです。

資料の中に書かれてますように、市外へ場所を求めざるを得ないという考えの企業もおられるというところでは、大変な痛手になると思っておりますし、働くところがなければ住む

ところもなくなる、という状況にもなろうかとは思っているので、早急に何かの対策を打っていないといけない状況ではないかと感じています。

工業会としては、大きな企業になると、個別にも市へ相談に行っておられるということで聞いています。

【若井委員長】

ありがとうございます。お話を聞いていても、かなり差し迫った課題ということですね。久委員、いかがでしょうか。

【久委員】

私は都市計画の専門でもあるので、先ほどの昭和49年、1974年ですよね、委員長も話していただいたように、それまでは公害問題が問題視されていましたが、1970年代以降は、いわゆる、潤いのある環境というのがとても重要になってきて、工場地帯には、なかなか潤いの感じられる緑が少ないという話もあって、25%緑を増やなさいという話になりましたが、専門家的に見ても、なぜ25%かという科学的根拠はあまりないんですよね。15%でいいのか、30%取らせないといけないのか、とりあえず25%ぐらいが妥当かなという感じで25%だと私は認識しています。だから、10%に減らしたらどんな問題が起こるのかとか、そのあたりは科学的に調べていってもわからないことなんだろうなと思います。そこは、ある意味、エイヤーで行かざるを得ない部分というのがあるのだろうなと。事務局が、今一生懸命調べていただいているのは、どれぐらいだったら横並びができるのかなというような形のデータを収集されているのではないかなと私は推測しています。

そういうこと以外にないのかなと思うのですが、一方で、堺市の緑の工場ガイドラインを見ると、しっかり考えておられる思います。何%取りなさいというのは、いわゆる量の問題ですけれども、何のために緑を取らせるのかという、緑の質の問題です。今日も暑いですが、緑があれば涼しくなりますよね、気温の低減効果がある。そのために緑を確保するのか、あるいは見た目として緑が目に入る景観的なものとして緑を設けてもらうのか、あるいは騒音などの緩衝帯として設けてもらうのか、あるいは最近では地球温暖化なので二酸化炭素の吸収に役立てるということでそれを確保してもらうのか、幾つかの意味があるのですが、そのことについて何も検討しないまま、とりあえず25%ですよと言っていないのですかということです。具体的に言えば、景観的に考えるならば、それは面積の問題ではなくて、いわゆる目に入る緑の量なので、緑視率を計算した方がいいんです。そういったことで言うと、もう少し質の問題を踏まえたきめ細かな誘導施策が必要になってきて、そのあたりも堺市はちゃんとやってくれているなと思いました。ガイドラインは3章構成になっていて、1つは、有効配置ということで、取るのだったら、どの場所にどういう緑を、どのようなデザインで取りなさいというのちゃんと書いてあります。2番目として、地域社会への貢献というのがあって、これは、景観とか地域の生活環境へどのように配慮してもらうかを書いてあります。3つ目が、環境への貢献ということで、いわゆる地球環境問題とかも含めた、環境へどのように配慮してほしいかというのを、かなり個別的なものまで書いてくださっています。私は、参考にするならば、この堺市のやり方で、きめ細かくやっていただいて、だから面積ではないんですよと、取り方の問題ですよというような方向性を持っていただくと、そのストーリーとしても綺麗に仕上がってきます。そこをきちんと考えていただいたら、より説得

力のある規制内容が出てくるのではないかと思います。

こういう面では、おそらく枚方市でも景観の担当の方とか、環境の担当の方は景観からの配慮とか、あるいは環境からの配慮を考えておられますから、そういう方々と協議をして、どういうところが納めどころかなというところで、ガイドライン的なものを用意していただいたらとてもいいなと思いました。

あともう1つ、違う問題で言うと、都市計画をしているといつも問題になることなのですが、今まで守ってこられた方がおられて、これから緩和しますと言うと、今まで守ってきた方々に対して不公平になります。そこをどのような形で対応しますかという問題があります。その時に、例えば門真市の場合は、敷地の中で緑が取れなければお金で払ってくださいというような形にしていますし、堺市の場合は、南部の森林地帯の緑を守りましょうという形をつくっています。そうした意味では、これからは緩和だけですよっていうのも、今まで守ってきた方には失礼なので、そのバランスも考えながら、どういう落としどころが見えるのかなと思っています。

話が長くなりますが、先ほど用途の説明がありましたが、工業地域とか工業専用地域は、名前の通り、工場がほとんどなので、一般の市民の方が立ち入ることが極めて少ない、だから緑が少なくてもいいですよという話になっていると思います。準工業地域は住宅もかなりの割合で入ってますので、やはり住環境に配慮しなさいという、筋の通った話になっていると思います。ただ、少し気になるのは、堺市は、工業専用地域が大体臨海部にあって、ほとんど市民は行かないところなのですが、枚方市は住んではいけないけれど通過される方がおられますよね。そこを通過される方に配慮された時は、やはり堺市と同じようにはならないのだろうなと思っているので、そこは同じ工業専用地域でも状況が違うということを頭の中に入れておいていただいて、いわゆるストーリーをちゃんと作っていただきたい思います。

【若井委員長】

ありがとうございました。大体整理していただきました。緑の数字だけを見て決めると数字が一人歩きしますので、その時にどのようなシナリオとして説明していけるかということですね。それから、緑の協力という話がありましたが、枚方市としてどういう協力のお願いができるのかという面もきちんと準備しておく必要があるかと思います。

市民の方の目から見て、いかがでしょうか。

【安村委員】

枚方市は京都にも大阪にも行きやすい、立地の便利な場所だと思います。緑も多く、里山もあり、それらを活用して、緑の保全について、堺市のように、確保できない緑をそうしたところで保全していくかたちをとってはどうかと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます、杉元委員いかがでしょうか。

【杉元委員】

工場があちこちあることは、車で通るときにわかるのですが、こういう決まりがあること自体は知りませんでした。大体、堺に囲まれています、大きな工場は外壁に樹木を植えられ

たりしており、その辺は景観上はいいのかなと思います。小松製作所とかクボタとかの大きな工場は、それなりの対応をされているのだと思います。ただ、中小の工場は、先ほど聞きました、敷地が狭い上に、どうしたらいいかという問題があるという話なので、その辺は、先ほど先生が言われたような色々な工夫がないと工場の方も困られるのではないのでしょうか。

【永濱委員】

皆さんがおっしゃる通りなのですが、やはり、既存の工場が製造ラインを狭めると生産性が絶対的に落ちます。技術は確かに追いついていますが、生産性は上げていかないと絶対的にダメなので、そう考えると、一筋縄ではいかないんだろうなと。やはり、工場もですが、住民もお互いに配慮をするということは非常に大事ではないでしょうか。それを、どこでどのようにというのは、なかなかわからないですが、一定に決めてしまうのは、あまりにも酷かなとも思います。

【若井委員長】

そういう点につきましては、先ほど久委員がおっしゃったように、緑の切り口について、いくつかの面がありますね。だから、20%ですよと、25%ですよと急に言われても困りますので、こういう面で20%にしています、こういう面で15%にしています、そういう具体的な説明の内容がいくつあるのかと思います。

橋内委員いかがでしょうか。

【橋内委員】

私は、皆さんのいい話を聞かせていただいて、ますますこれからも勉強していきたいと思っていますので、皆さん、いい話、どうもありがとうございました。あとは何も言うことはありません。

【若井委員長】

ありがとうございます。中口委員いかがでしょうか。

【中口委員】

難しいですね。緑が多いほどいいということはわかるのですが、その中で、今後も工場を続けていったり生活していく上で、やはりお互いが歩み寄らないと、なかなか難しい問題だなと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。皆様方も住んでおられる家は建蔽率60%ぐらいだと思うんですけど、40%が家の周りにある。緑地率の20%が、かなりきついなという実感は持っていただけるかと思います。それでは、上山委員いかがでしょうか。

【上山委員】

私の場合は農業と造園、土木業をやっております。市民の立場で言わせていただくと、確

かに枚方市内の工場地帯は大変な苦勞をされているなというのわかります。

緑地帯を設けておられるのだけど、やむにやまれず、そういう厳しい条件に置かれておられるというように、いつも見ているのですが、先ほどの先生のお話で、他市が色々と考えて取り組んでおられるのを聞きまして、やはり枚方市も他市事例を参考にして、取り組んでいただけたらと思います。工業が撤退していったら枚方市も衰退するばかりなので、お互いに歩み寄るところを作り、いい方向を考えていただきたいと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。最後になりましたが、谷本副委員長、色々総合的な目から見ていかがでしょうか。

【谷本副委員長】

久先生がおっしゃっていただいたので、もう特にそれ以上追加で申し上げることもあまりないのかなと思います。本当に、おっしゃっていただいたように、緑だけでなく緑の質ということまで考えると、工場の敷地外に緑を確保するにしても、どんな緑だったら認める、認めないとか、色々そうしたところもやはり考えていかないといけないですし、地域の住民の環境とか自然環境とか、いろんな側面があるなと思います。私も以前は、道路に街路樹を植えていくだけでも普通に緑でいいのではないのとか単純に思っていましたけれども、それが緑の質にいいのか悪いのかと言われると、ちょっと私では判断できない環境の要素もあるのだろうなと思いますし、住環境にとってはそれはいいのかとか、交通の面ではどうなのかとか、またそれを維持管理するのはどうなのか、コストがかかると、いろんなことが実は重なってくる、考えていかないといけないんだろうなと思います。

工場、産業の分野からしたら、工場は絶対出ていかないと、操業環境はずっと守って欲しいですし、雇用もそこで守って維持して生産性を上げていていただきたいというのは当然のところなのですが、それと市、枚方市というところをどう折り合いをつけるかというのはよく考えていかないといけないと感じております。

【若井委員長】

ありがとうございます。なかなか難しい問題ですが、現場からの声、悩みを吸収しようということで、事務局の方ではアンケートを準備されています。その結果も次回には報告させていただきます、もう少し議論を深めまして、数字の意味とか、緑の意味とかについて、またご意見賜りたいと思います。それでは、案件2を終わらせていただきまして、案件3、その他について事務局より何かありますでしょうか。

【事務局】

それでは、資料31、今後のスケジュールをご覧ください。ここでは、これまでの本審議会の経緯とこれからのスケジュールについて、説明させていただきます。

まず、令和4年度のところになりますが、本審議会は、「ウィズコロナ」「ポストコロナ」を見据えて、ニューノーマル時代における本市の産業のあり方についてご審議いただくため、約10年ぶりに開催されました。これが第1回審議会となります。

令和4年度は、コロナ禍で特に影響を受けていた商工業を中心に、第2回から5回審議会

まで様々なご意見をいただきました。住工共生、地域活性化支援センターの利用環境の充実、プレミアム付商品券等の個別具体の案件についてご審議いただき、同年10月には「今後の商工業支援のあり方について」意見具申をまとめていただきました。

その後、観光・農業も含めた産業全般についての議論へ移行するため、令和5年度から委員構成を6人から現在の10人に拡充いたしました。第6回審議会では、「各分野における産業支援の取組と課題について」ご意見をいただくとともに、産業分野間の連携により地域経済の活性化につなげていけるよう、今後はふるさと納税を活用した商品開発支援の実施に向けて、ご審議いただきたいとご案内しました。

令和6年度に入りまして、ふるさと納税による商品開発支援に加え、工業分野で大きな課題となっている工場立地法にかかる緑地規制基準の見直しについてもあわせてご審議いただくよう、進めさせていただいております。

本日は、第7回審議会となりますが、次回は11月頃に第8回審議会を開催し、ふるさと納税を活用した商品開発支援と工場立地法の緑地規制の見直しについて、具体的な制度設計についてご意見をいただきたいと思います。その下、さらに議論が必要な場合も見据えて、予備で12月にも審議会を入れさせていただいております。

そして、その下の赤字部分になりますが、今年度中にこの審議会としての答申をいただく必要がありますので、2月に審議会を開催し、答申の内容について最終のご意見をいただく場としたいと考えております。

答申いただきましたら、本審議会をいったん閉めさせていただくことになります。いただいたご意見をもとに、令和8年度にはふるさと納税を活用した商品開発支援と工場立地法の緑地規制の見直しを実現していけるよう、取り組んでまいりたいと思います。

説明は以上です。

【若井委員長】

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明について皆様からご意見等ございますでしょうか。

<意見なし>

【若井委員長】

このお示ししましたスケジュールに沿って、本審議会を進めさせていただきます。

その他がなければ、本日の案件は、全て終了しましたので、以上をもちまして第7回枚方市産業振興対策審議会を閉会させていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり本審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上